

第23回成田市農業委員会総会議事録

平成25年5月22日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成25年5月22日(水)
午後1時30分から午後2時21分
2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室
3. 定数及び現員 定数29名 現員29名
4. 出席委員 28名

議長	宍倉 日出夫	15番	小貫 善之
1番	仲山 綾夫	16番	萩原 十郎
2番	高木 勲	17番	岡野 政男
3番	瀧澤 きみ子	19番	田代 實喜彌
4番	石原 輝夫	20番	若松 義幸
5番	大嶋 幹夫	21番	土井 富司
7番	根本 喜久治	22番	小嶋 勲
8番	櫻井 浩子	23番	成毛 太津夫
9番	池谷 正幸	24番	成毛 孝
10番	岩澤 貞男	25番	朝倉 けい子
11番	伊藤 勝	26番	岩立 隆
12番	海保 博	27番	加瀬 雅英
13番	一鍬田 俊樹	28番	佐藤 敏郎
14番	川崎 貞男	29番	荒居 和恵

5. 欠席委員 1名

18番	石井 賢二	—	—
-----	-------	---	---

6. 議事日程

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 平成25年度第3次農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 あっせんの打ちりについて

議案第4号 「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」
及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の

策定について

- 議案第5号 農地利用集積円滑化事業規程の変更決定について
報告第1号 専決処分について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 あっせんの結果について
報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について
報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	藤田久男
主幹兼振興係長	矢崎光二
農地係長	寺本直弘
主査	平山美登
主査	緒方勤
副主査	土屋祐介

(午後1時30分 開会)

○議長 ただいまの出席委員は28名です。欠席委員は、18番・石井賢二委員です。定足数に達しておりますので、ただいまから第23回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、平成25年4月19日開催の第22回総会后、今総会までの農業委員会事務につきましては、お手元に配布してございます諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例でございますので、議長において、議席番号20番・若松義幸委員、21番・土井富司委員の両名を指名いたします。また、書記に矢崎主幹兼振興係長を任命いたします。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 平成25年度第3次農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 あっせんの打切りについて

議案第4号 「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について

議案第5号 農地利用集積円滑化事業規程の変更決定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 あっせんの結果について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告5件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可

申請について、でございます。①売買でございます。2件の申請がございました。

1番、村田にお住いの譲受人が、裁判所より選任されている相続財産管理人が管理する村田の畑1筆、2,155㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自作地に隣接した農地を取得し、農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、裁判所の許可により相続財産の処分を行うというもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、村田にお住いの譲受人が、村田にお住いの譲渡人が所有する村田の田1筆、368㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自作地に隣接した農地を取得し、農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、農地を譲渡し、農業経営の規模を縮小したいというもので、総会資料2ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山第2小委員長の挙手あり)

○議長 仲山第2小委員長

○小委員長 議案第1号、①売買の1番につきましては、申請地は、市道長堀線の北側の農地で、現状は、畑として良好に管理されておりました。審議の中で、相続財産管理人は、農地を荒らさないよう管理する責任についての質問があり、確認し、総会で報告することになりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の2番につきましては、申請地は、市道村田中央線の東側の農地で、現状は、水田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条①売買の1番と2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」と「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしていると思われまふ。それから「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事す

る日数が150日以上であり、要件を満たしていると思われます。また、地域との調和要件ですが、1番は畑を取得し、さつま芋及び人参を作付したいという営農計画です。2番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。いずれも周辺の農地利用への悪影響はないものと思われます。以上のことから1番と2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。

次に、小委員会で質問のありました相続財産管理人の管理についてであります。確認しましたところ、一般的には相続財産管理人は、財産の処分等の権利関係の管理を行うとのことでした。このため、農地の草刈り等の保全管理までは行わないようです。また、売買代金の取り扱いです。その中から必要経費を精査し、その金額を裁判所に報告して認められれば、その金額を差し引いた金額を国庫に納めることとなります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

○議長 続きまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終わらせていただきます。

○議長 次の議案第2号につきましては、農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、川崎貞男委員は議事に参与できませんので暫時退室願います。

(川崎委員退室)

○議長 次に、議案第2号、平成25年度第3次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 4ページをお開き願います。議案第2号、平成25年度第3次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長から、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、5ページのとおり、平成25年度第3次農用地利用集積計画(案)についての協議がありましたので提出いたします。計画の概略につきまして、6ページからの総括表によりご説明申し上げます。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表(案)は、8ページから27ページをご覧ください。

6ページをお開き願います。1-1利用権設定でございます。最初に使用貸借権設定でございます。契約期間6年のものが2,685㎡、4筆、1件で、詳細は8ページの成田市農用地利用集積計画一覧表(案)の1番でございます。同じく契約期間9年9ヶ月のものが25㎡、1筆、1件で、詳細は8ページの2番でございます。

次に賃借権の設定でございます。契約期間2年のものが12,921㎡、9筆、2件で、詳細は8ページの3番から4番まででございます。同じく契約期間3年のものが23,400㎡、12筆、3件で、詳細は9ページの5番から7番まででございます。同じく契約期間4年のものが5,747㎡、4筆、3件で、詳細は9ページの8番から10ページの10番まででございます。同じく契約期間6年のものが75,089㎡、41筆、16件で、詳細は10ページの11番から13ページの26番でございます。同じく契約期間10年のものが86,888㎡、64筆、22件で、詳細は13ページの27番から18ページの48番でございます。

合計の契約面積は、206,755㎡、田108筆、36件、155,765㎡、畑27筆、12件、50,990㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積53,700㎡、田34筆、17件、33,962㎡、畑11筆、5件、19,738㎡、再設定が契約面積153,055㎡、田74筆、19件、121,803㎡、畑16筆、7件、31,252㎡でございます。

7ページでございます。1-2利用権設定(転貸)でございます。農地利用集積円滑化団体であります、公益財団法人成田市農業センター、かとり農業協同組合が借り受けた農地を貸付するものでございます。使用貸借権設定でございます。契約期間6年のものが2,685㎡、4筆、1件で、詳細は19ページの成田市農用地利用集積計画一覧表(案)の1番でございます。同じく契約期間9年9ヶ月のものが25㎡、1筆、1件で、詳細は19ページの2番でございます。

次に賃借権の設定でございます。契約期間2年のものが12,921㎡、9筆、2

件で、詳細は19ページの3番から4番まででございます。契約期間3年のものが10,978㎡、4筆、2件で、詳細は20ページの成田市農用地利用集積計画一覧表(案)の5番と6番でございます。同じく契約期間4年のものが1,300㎡、2筆、2件で、詳細は20ページの7番と8番でございます。同じく契約期間6年のものが66,308㎡、36筆、13件で、詳細は20ページの9番から23ページの21番まででございます。同じく契約期間10年のものが80,331㎡、57筆、18件で、詳細は23ページの22番から27ページの39番まででございます。

合計の契約面積は、174,548㎡、田96筆、30件、140,882㎡、畑17筆、9件、33,666㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積53,021㎡、田32筆、16件、33,283㎡、畑11筆、5件、19,738㎡、再設定が契約面積121,527㎡、田64筆、14件、107,599㎡、畑6筆、4件、13,928㎡でございます。

以上で議案第2号、平成25年度第3次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第2号、平成25年度第3次農用地利用集積計画の決定について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山第2小委員長の挙手あり)

○議長 仲山第2小委員長

○小委員長 議案第2号、平成25年度第3次農用地利用集積計画の決定につきまして、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、議案第2号、平成25年度第3次農用地利用集積計画の決定について、に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第2号、平成25年度第3次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、平成25年度第3次農用地利用集積計画の決定については、可決されました。

以上で議案第2号、平成25年度第3次農用地利用集積計画の決定についての審議を終わらせていただきます。退室されていた川崎委員の入室をお願いします。

(川崎委員入室)

○議長 皆様にお諮りいたします。議案第3号、あっせん打切りについては、報告第3号、あっせんの結果についてと関連がございます。

審議の都合上、順序を変更し、報告第3号、あっせんの結果について、を議題といたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、報告第3号、あっせんの結果について、あっせん委員よりご報告をお願いします。

(高木委員の挙手あり)

○議長 高木委員

○高木委員 66ページをお開きください。あっせんの結果についてご報告いたします。

2月の総会において、あっせんの実施について承認され、池谷委員と私があっせん委員に指名された案件でございます。申出人は馬乗里にお住まいの方です。申出の土地は、馬乗里の畑2筆、合計9,165㎡でございます。9名及び1法人の買受候補者があげられました。まず、初めにご報告いたします。今回のあっせんにつきまして、申出の土地2筆の内、畑1筆、7,105㎡については、あっせんが成立。一方の畑1筆 2,060㎡については、あっせんが不成立となりました。

それでは、①あっせんの成立です。馬乗里の畑1筆、7,105㎡について、1番の候補者である馬乗里の方にあっせんをしたところ、買受の意向があり、地域の売買事例に基づいて調整を図ったところ、合意に至りました。なお、所有権移転につきましては、今後、農用地利用集積計画により行う予定です。

続きまして、67ページをお開きください。②あっせんの不成立です。馬乗里の畑1筆、2,060㎡について、1番から8番の候補者にあっせんをしましたが、いずれも買受の意思はありませんでした。当該農地は、緩やかに傾斜しているなどの理由により、あっせんの趣旨の一つであります経営の効率化に資することが難しく、これ以上あっせんを続けてもあっせんが成立する見込みがないことから、申出人にあっせんを打ち切る旨の説明を行ったところ、了解を得ましたので、あっせんを打ち切るものです。以上でございます。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山第2小委員長の挙手あり)

○議長 仲山第2小委員長

○小委員長 報告第3号、①あっせんの成立の1番につきましては、質問等はございませんでした。②あっせんの不成立の1番につきましては、あっせん成立に至らなかつ

た要因についての質問があり、ゆるやかに傾斜している農地であるため、作業の効率化に結びつかないとのことでありました。以上でございます。

○議長 ただいまの報告につきまして、①あっせんの成立の1番について、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、次に、②あっせんの不成立の1番について、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号、あっせんの結果について、を終了させていただきます。

○議長 次に、議案第3号、あっせんの打ち切りについて、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 28ページをお開きください。議案第3号 あっせんの打ち切りについて でございます。ただいま高木委員よりあっせん結果の報告がございました、成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第14条の規定によるあっせんの打ち切りでございます。

①売買でございます。1番、馬乗里にお住いの申出人よりあっせんの申出があり、第20回総会においてあっせんの実施、あっせん相手方候補者として認定農業者9名と1法人の選定が承認され、また、あっせん委員に高木委員、池谷委員が指名され、あっせん相手方候補者にあっせんを行っていただきましたが、あっせん委員よりあっせん不成立の報告があり、これは同基準第13条第2項第1号「そのあっせんが成立する見込みがないと認めた時」に該当し、「あっせんてんまつ書」の報告がございましたので、あっせん基準第14条の規定によりあっせんの打ち切りをするものでございます。

以上で議案第3号、あっせんの打ち切りについての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 続きまして、小委員会報告をお願いします。

(仲山第2小委員長の挙手あり)

○議長 仲山第2小委員長

○小委員長 議案第3号、あっせんの打ち切りにつきましては、審議の結果、異議はござ

いませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、議案第3号、あっせんの打ち切りについて、に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第3号、あっせんの打ち切りについて、を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、あっせんの打ち切りについては、可決されました。

以上で、議案第3号、あっせんの打ち切りについての審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 29ページをお開き願います。議案第4号、「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について、でございます。

3月22日開催の第21回総会でご承認をいただき、4月2日から5月2日までの間、地域の農業者等を対象にホームページ等で意見を募集したところ、意見はございませんでしたので、地域の農業者からの意見の欄には意見がない旨を記載し、3月総会でご承認いただいた内容に3か所の修正を加え、「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を策定するものでございます。

30ページ、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、I. 法令事務に関する点検でございます。1. 総会等の開催及び議事録の作製につきましては、総会の開催日等は掲示板及びホームページで公開しており、議事録は総会后3週間を目安に作成し、ホームページで公開しております。

31ページから33ページ、2. 事務に関する点検でございます。農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、農業生産法人からの報告への対応、情報の提供等、農用地利用集積計画の決定は、記載内容のとおりであります。 (3) 農業生

産法人からの報告への対応についての実施状況欄中、「うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数」が3月総会時には1法人でありましたが、総会後に報告がありましたので2法人に修正いたしました。併せて次の行の「うち報告書を提出しなかった農業生産法人数」は10法人から9法人に修正いたしました。その他は、変更ございません。地域の農業者からの意見につきましては、意見がない旨を記載させていただきました。

34ページをお開き願います。Ⅱ. 法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価でございます。現状及び課題、平成24年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動、評価の案は、記載内容のとおりで変更はございません。地域の農業者からの意見につきましては、意見がない旨を記載し、この意見を踏まえた評価の決定は、適正であったと記載させていただきました。

35ページから36ページ、Ⅲ. 促進等事務に関する評価、1. 認定農業者等担い手の育成及び確保でございます。現状及び課題、平成24年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動、評価の案は、記載内容のとおりで変更はございません。地域の農業者からの意見につきましては、意見がない旨を記載し、この意見を踏まえた評価の決定は、適正であったと記載させていただきました。

37ページをお開き願います。2. 担い手への農地の利用集積につきましては、現状及び課題、平成24年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動、評価の案は、記載内容のとおりで変更はございません。地域の農業者からの意見につきましては、意見がない旨を記載し、この意見を踏まえた評価の決定は、適正であったと記載させていただきました。

38ページでございます。3. 違反転用への適切な対応につきましては、現状及び課題、平成24年度の目標及び実績、目標の達成に向けた活動、評価の案は、記載内容のとおりで変更はございません。地域の農業者からの意見につきましては、意見がない旨を記載し、この意見を踏まえた評価の決定は、適正であったと記載させていただきました。

39ページをお開きください。続きまして、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画、Ⅰ. 法令事務（遊休農地に関する措置）でございます。現状及び課題、平成25年度の目標案及び活動計画案は、記載内容のとおりで変更はございません。地域の農業者からの意見につきましては、意見がない旨を記載し、この意見を踏まえた平成25年度の目標及び活動計画は、案と同様に記載させていただきました。

40ページから42ページ、Ⅱ. 促進等事務でございます。1. 認定農業者等担い手

の育成及び確保につきましては、現状及び課題、平成25年度の目標案及び活動計画案は、記載内容のとおりで変更はございません。地域の農業者等からの意見等につきましては、意見がない旨を記載し、この意見を踏まえた平成25年度の目標及び活動計画は、案と同様に記載させていただきました。

2. 担い手への農地の利用集積につきましては、現状及び課題、平成25年度の目標案及び活動計画案は、記載内容のとおりで変更はございません。地域の農業者からの意見につきましては、意見がない旨を記載し、この意見を踏まえた平成25年度の目標及び活動計画は、案と同様に記載させていただきました。なお、活動計画案に記載されておりました成田市農業センターは、4月1日付けで財団法人から公益財団法人に変更になりました。

3. 違反転用への適正な対応につきましては、現状及び課題、平成25年度の目標案及び活動計画案は、記載内容のとおりで変更はございません。地域の農業者からの意見につきましては、意見がない旨を記載し、この意見を踏まえた平成25年度の目標及び活動計画は、案と同様に記載させていただきました。

今後の予定といたしましては、総会議決後、千葉県を經由して農林水産省へ提出いたします。また、策定した「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきましては、ホームページ及び事務局窓口で公開する予定でございます。

以上で議案第4号、「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 続きます。小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山第2小委員長の挙手あり)

○議長 仲山第2小委員長

○小委員長 議案第4号、「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定につきましては、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきましては、議案第4号、「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について、に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について、を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号、「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定については、可決されました。

以上で議案第4号、「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定についての審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、農地利用集積円滑化事業規程の変更決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 43ページをお開き願います。議案第5号 農地利用集積円滑化事業規程の変更決定について、でございます。成田市長から、農業経営基盤強化促進法第11条の9第4項の規程により、44ページのとおり、農地利用集積円滑化事業規程の変更決定についての協議がありましたので提出いたします。

45ページをお開きください。変更理由につきましては、「特定農作業の委託」を農地所有者代理事業に位置付けたこと及び「農用地等の貸借及び特定農作業の委託のみを取り扱うこと」を位置付けるための変更でございます。変更の条文につきましては46ページから52ページまでの農地利用集積円滑化事業規程、変更条文新旧対照表の下線の部分でございます。

以上で議案第5号 農地利用集積円滑化事業規定の変更決定についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 続きまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山第2小委員長の挙手あり)

○議長 仲山第2小委員長

○小委員長 議案第5号、農地利用集積円滑化事業規程の変更決定につきましては、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 次に、事務局より詳細な説明をお願いします。

(土屋副主査の挙手あり)

○議長 土屋副主査

○土屋副主査 今回の規程変更の背景は、人・農地プランを定めた市町村において、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連担化が円滑に進むように、農地の集積に協力する出し手農家に対して交付される、農地集積協力金の創設があります。その交付要件に、出し手農家が農地利用集積円滑化団体を通じて、利用権を設定することに加え、特定農作業の委託のいずれかを白紙委任することが盛り込まれたことから、規程の変更を行うものであります。

ここでいう、特定農作業とは、水稻においては、①耕起・代かき、②田植え、③稲刈り・脱穀、麦・大豆などの畑作においては、①耕起・整地、②播種、③収穫のそれぞれ基幹となる3作業に加えて、収穫物の販売・処分権までを含めたものと定められています。

なお、かとり農業協同組合においては、今後も利用権設定事業を中心に推進していくとのことです。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、議案第5号、農地利用集積円滑化事業規程の変更決定について、関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、農地利用集積円滑化事業規程の変更決定について、を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第5号、農地利用集積円滑化事業規程の変更決定については、可決されました。

以上で議案第5号、農地利用集積円滑化事業規程の変更決定についての審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、でございます。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 53ページをお開き願います。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

54ページをお開き願います。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。54ページから58ページまでで10件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

59ページをお開き願います。②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。59ページから61ページまでで10件の届出がございました。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

62ページでございます。③転用事実確認証明でございます。4条で2件、63ページ5条で3件の証明願がございました。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしく願います。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山第2小委員長の挙手あり)

○議長 仲山第2小委員長

○小委員長 報告第1号につきましては、①農地法第3条の3第1項の規定による届出の8番について、持分5分の1の残り持分についての質問があり、被相続人の持分である5分の1を相続したものであり、残りの持分5分の4については届出の対象ではないとのことでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号、専決処分について、を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 64ページをお開き願います。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。64ページから65ページまでで7件の通知がございました。借借人及び貸借人双方の合意に基づく貸借借契約の合意解約通知でござ

ございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山第2小委員長の挙手あり)

○議長 仲山第2小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 68ページをお開き願ひます。報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。①農地法施行規則第53条第5号の規定による公共事業の施行に伴う廃土処理の届出が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

69ページをお開き願ひます。②農地法施行規則第53条第14号の規定による認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出が2件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

70ページでございます。③千葉県農地転用関係事務指針の規程による届出、軽微な農地改良が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山第2小委員長の挙手あり)

○議長 仲山第2小委員長

○**小委員長** 報告第4号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

○**議長** 質問等がないようですので、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終了させていただきます。

○**議長** 次に、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、でございます。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○**議長** 藤田事務局長

○**事務局長** 71ページをお開きください。報告第5号、農地等の現況に関する照会について、でございます。①法務局の照会分でございます。71ページから72ページまでで千葉地方法務局香取支局より2件、成田出張所より7件、農地等の現況に関する照会がございました。農業委員が現地調査を行った結果、報告第5号記載内容のとおり回答いたしましたので報告いたします。

以上で報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○**議長** ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山第2小委員長の挙手あり)

○**議長** 仲山第2小委員長

○**小委員長** 報告第5号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

○**議長** 質問等がないようですので、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を終了させていただきます。

以上で本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第23回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時21分 閉会)